

村山市競争入札参加資格者指名停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村山市が発注する工事又は製造の請負、業務の委託並びに物品の調達その他契約（以下「調達契約」という。）に係る指名競争入札に参加することができる有資格業者に対し、一定期間指名の選定から除外（以下「指名停止」という。）するについて必要な事項を定める。

(指名停止の事由及び期間)

第2条 指名停止の事由及び指名停止の期間は、別表指名停止基準のとおりとする。

(指名通知の取り消し)

第3条 有資格業者に対し指名停止処分の決定があったときは、それ以前に行った指名競争入札における指名通知のうち、入札未執行のものについては、これを取り消されたものとする。

(事業協同組合等の取扱い)

第4条 指名停止中の有資格業者を構成員とする事業協同組合及び共同企業体については、当該指名停止中の有資格業者に対する指名停止期間が満了するまでは、指名停止中の有資格業者とみなすものとする。

(元請負人への適用)

第5条 市が発注した調達契約について、下請負人がその下請けした事業に関する指名停止の理由があり、かつ、元請負人にこのことに故意又は重大な過失があると認められるときは、元請負人である有資格業者についても同一事業により指名停止することができる。

(完成保証人及び下請負人への適用)

第6条 指名停止中の有資格業者は、市が発注した調達契約等の下請負人となることはできない。

(指名停止期間の短縮及び延長)

第7条 指名停止中の有資格業者につき、その後の事情により、情状を特に酌量すべき顕著な事由があると認められるときは、指名停止期間の2分の1まで短縮することができる。

2 指名停止を行う場合において、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたと認められるときは、指名停止期間を当該上限の2倍まで延長することができる。

(報告)

第8条 主管課長は、その所管する調達契約について有資格業者に指名停止の事由があると認めるときは、直ちに村山市工事指名競争入札参加者審査会又は物品並びに業務委託指名競争入札参加者審査委員会（以下「審査会」という。）の会長又は委員長に報告しなければならない。指名停止期間中の有資格業者に対し、指名期間を短縮し、又は延長することが相当と認められる場合も同様とする。

(審査及び決定)

第9条 会長又は委員長は、前条の報告を受けたときは、直ちに審査会に諮って、指名停止の適否及び指名停止の期間を決定するものとする。

(指名停止の特例)

第10条 発注する調達契約等が特許の施行方法を採用する場合において、その特許権を有する者が指名停止中である場合又は災害等により緊急に工事若しくは緊急に物品調達等を行う必要があるとき等の場合においては審査会に諮って指名することができるものとする。

第11条 有資格業者が指名停止の事由に該当すると認められる場合は、当該事由に対応する停止期間を適用することを原則とするが、情状により審査会に諮って「厳重注意」をもってこれにかえることができる。

(随意契約の指名停止)

第12条 随意契約に参加する者の指名停止については、この要綱の例により行うものとする。

(指名停止の解除)

第13条 指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

附 則 この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。